

裁判員等経験者との意見交換会

1 日時

令和元年10月1日（火）午後2時から午後4時

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者8人

鹿児島地方裁判所長 片山 昭 人

鹿児島地方裁判所刑事部総括判事 岩 田 光 生

鹿児島地方検察庁検察官 宮 本 佳 明

鹿児島県弁護士会弁護士 西 選 子

5 議事内容

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者及び補充裁判員経験者を「裁判員等経験者1」等と表示する
(裁判員経験者は2, 3, 4, 5, 8, 補充裁判員は1, 6, 7である。)

○司会者

皆様、こんにちは。鹿児島地裁所長の片山と申します。本日はよろしくお願いたします。

まず皆様には、大変御多忙のところ裁判員として執務していただきまして、また、本日も裁判員等経験者との意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

この意見交換会は、今後の裁判員裁判をよりよいものとするために、裁判員等を実際に御担当いただいた方々のお話を伺うことを目的として開催しております。率直な御意見、御感想などをいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、皆さんが裁判員裁判に参加された感想を一言ずつ簡単に結構ですので、お話しいただければと思っております。その後で、具体的なテーマごとに順にお話を進めさせていただければと考えております。

どなたからでも結構なのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者1

1月の事件で、補充裁判員に選ばれました。

最初は選ばれるとは思っていなかったものですから、選ばれなくても記念に行ってみようかなという感じで、軽い気持ちで来ました。率直な感想は、淡々と進んでいくものなのかなと思っていたんですけど、審理の中では検察官や弁護士といろいろなやりとりもあって、自分は補充裁判員だったので、そういうのに参加しなかったんですけど、見ていて本当に、資料作成とかいろいろ調べたりとかするのはものすごく大変だったろうなと思いました。また選ばれる機会があれば、ぜひやってみたいと思います。

○裁判員等経験者 2

私は裁判所なんて本当に敷居が高くて、全然縁がないと思っていました。テレビで見ても、判決が懲役何年とかって、聞き流していたんです。裁判員に選ばれたとしても、話はいろいろするけど、最終的に裁判長が何年って決めるのかなって思っていたんですけど、それもみんなで話し合っただけで決めたというのが、想像と違って、「あ、そこまで加わっていくんだ。」と、びっくりしました。参加できてよかったと思います。

○裁判員等経験者 3

3月の裁判に裁判員として参加しました。参加する前はやっぱり、法律的な専門知識がないのに大丈夫かなと思っていたんですけども、いろいろと説明をさせていただいて、「常識的に考えてもらったらいいから。」ということでしたので、できるだけ普通に、「常識的に考えたらどうかな。」というように思ったことをそのまま評議でも言えました。結構、意見も発言しやすい感じでしたので、よかったなと思っています。

○裁判員等経験者 4

3月の裁判員で参加させていただきました。私は裁判所に対するイメージがすごくよくなくて、怖いところだと思っていたので、なるべく選ばれないようにお願いしていたんですけど、やっぱり選ばれちゃって。その後すごく悩んだんですけど、やっぱり体験しないで「怖いな。」という印象だけ持っているのはいけないのかなと思って参加しました。裁判の仕組みとかそういうのも勉強できましたし、裁判員になったことがすごくためになったので、よかったなと思っています。

○裁判員等経験者 5

私は5月の放火事件について裁判員として参加させていただきました。被告人が精神障害を持った方で、死のうという思いで火をつけたという案件でした。私自身がそういう裁判に参加するとは夢にも思っていなかったので、制度自体をあまりいい印象で捉えていなかったんですね。選任手続の書類が届いたときは、何か召集令状

が来たような感じで、「わあ、来ちゃった。」って。まさか自分がという感じが率直な感想でした。

そのときは、不安が9に対して挑戦が1というような、そんな状態だったんですけど、選任手続のときに、私の不安を払拭してくださったのが、ここにおられる岩田裁判長です。私の不安をいろいろ申し上げたら、全部それを打ち消していただく言葉をいただいて、「じゃあやってみようか。」と思ったのが、今回の裁判員裁判で思い出に残ったことでした。自分自身としてもいいチャンスだし、こういうことは人生で何度もないと思うので、いい経験ができたというふうに思っています。今後、もしまた機会があれば、参加しようかなというふうに思っているところです。

○裁判員等経験者6

6月に補充裁判員として参加させていただきました。補充の意味がよく分からず、「誰かが休んだら来ればいいですか。」という軽い気持ちでしたが、毎日通うことになってびっくりしました。

裁判所とか検察の方、弁護士の方について、テレビドラマで見るイメージでしかなかったので、「異議あり。」みたいなのが絶対出るんだろうと思っていましたがそういうこともなく、淡々と進んでいったことに、「テレビって全然違うじゃん。」というのが率直な感想でした。

裁判の間は非現実的なことが1週間続いたような感覚で、「自分の人生の中でこんな日がくるなんて。」と思いながら毎日家に帰って、3歳の娘をどう真っ当に育てていくのかとかいうことを考えていました。

○裁判員等経験者7

私は、7月の事件の補充裁判員で参加させていただきました。昨年12月に裁判所の封筒がうちに届いたときには、「来ることがあるんだな。」というくらいで、あまり気に留めていませんでした。「当たったらどうするの。」って子どもに聞かれたんですけど、きっと当たることはないと思って、高をくくっていました。

せっかくの機会なのでと思って参加しましたが、なかなか経験できないことを

1週間経験させていただいて、何より感じたのは、裁判長をはじめ裁判所の皆様方が、裁判員に対して非常に優しく丁寧に接していただけたということでした。職場に帰ってもその辺は見習わないといけないかなというのが、率直な感想でした。

○裁判員等経験者 8

私も7月の裁判に参加させていただいたのですが、本当に、当たるんですね。当たるつもりで来なかったんですけど。来てみたらテレビドラマみたいな感じではなかったと私も思いました。裁判でも検察官とか裁判官の方、弁護士の皆さんもみんな淡々と進んでいくというのが実際の印象でした。

参加するまでは裁判に対してあまり興味がなかったのですが、参加してからちょっと興味を持ち出して、全国の裁判の判例とか判決とかをよく見るようになりました。いい勉強になりました。

○司会者

ありがとうございました。

今、お話ししていただいたことと重複することがあるかもしれませんが、裁判員を御経験された方のアンケートを拝見いたしますと、前々から裁判員をやってみたかったというのは少ないのが実情でございまして、その辺はいかがだったかということで、裁判員候補者として呼出状が届いた際のお気持ちというか感想などをお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 2

一度はやってみたいという気持ちが強かったので、来たときはこの1年の間に選ばれるんだという気持ちと、やってみたいという気持ちでした。本当に選ばれたらどうしようという不安の気持ちもありましたけど、選ばれたときには、裁判に入れるのは一生に一度あるかないかなので、やってみたいという気持ちのほうが割合的に多かったと思います。

○司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

皆様方の中で、もともと裁判員としてやってみたかったというお気持ちだった方はいらっしゃるでしょうか。

○裁判員等経験者 1

なかなか経験できることでもないのですが、補充だったんですけど、選ばれたときは大変うれしかったです。

○司会者

ありがとうございました。

むしろ、絶対なりたくないと思われていた方はいらっしゃるでしょうか。割と皆さん、ニュートラルな感じだった印象を受けたんですけど。

○裁判員等経験者 3

実は、職場の人たちにも言っていたのですが、刑事裁判じゃなくて民事裁判の方だったら、もうちょっと参加しやすいのにと感じていました。というのは、刑事裁判ってやっぱり物騒なので、物騒な話を聞くということも嫌ですし、後々恨まれて自分の身に何かあったらという不安がありました。ですので、ちょっと刑事裁判は怖いなというのはありました。

アメリカとかだったら、証人の保護制度とかそういうのがあってドラマの中で見たりしてましたので、日本でもそういう身の安全の保障をしてくれる制度があればいいなというのは感じていました。

○司会者

ありがとうございました。

今も少しお話に出していただいたのですが、候補者となった際に、職場の方とか御家族の方の反応というか、「こんなことを言われました。」ということをお紹介していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 4

私の夫は外国人なんですけど、この裁判員の通知がきたときに、「そういうのに参加できるんだったら体験してみて、どういうものか教えてよ。」という話をしま

した。私は、本当はやりたくはなかったんですけど、一度行ってみようと。裁判の制度とかを他の国と比較することができて、やっぱり日本の制度というのはすごくいい制度であって、そしてまた安心できる制度だよねという話ことができました。だから、ちょっと夫に押されて来たところでした。

○裁判員等経験者2

会社では、まだ誰も裁判員になった人がいなかったというのもあって、最初上司に報告したら、「いいな。」、「自分もやりたかった。」と言われました。お休みに関しても許可をすぐいただけたり、会社のほうでも、裁判員に選ばれたとき、どう対応するんだということを本社と話し合ったりもしていたので、自分の会社にとっても、いい経験だったのかなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

前向きなリアクションを受けておられた方のお話がありましたが、逆にネガティブな御反応を受けられた方がいらっしゃったら、御紹介いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者6

私自身、育児の真っ最中でして、最初の通知がきたときに実家の母に連絡したら、猛反対されました。もう「すぐ辞退なさい。」って言われました。母が反対した理由は、やっぱり裁判員という重責を背負うことのストレスと、そのストレスを抱えながら、育児、家事、仕事とやっていくのは難しいんじゃないかということで、もっともだなとは思いました。娘を一人で保育園に預け、仕事をしながら、家事も全部やって、という生活なので、裁判員をやっている間に娘が熱を出したらどうしようかな、というのが不安だったんですけど、たまたま裁判の期間中に、夫が都合よく連休が入ったので、娘の送り迎えを全部やってくれと頼んで、夫も張り切って、そんな感じで乗りきった1週間でした。

終わってみて、家族の支えがありながら、職場の理解も得られて、子育て中でも

裁判員になれるぞ、というのは職場やママ友に言っているんですけど、みんなのところには通知が来ないですね。でも、3歳児を育てながらでもいけるぞ、というのは今回証明できたなどは思いました。

○裁判員等経験者7

私は医師として病院に勤めていますけれども、事務系の人と比較的、選ばれたら参加しろというような、後を押すような感じなんです。しかし、医師は非常に消極的といいますか、「お前が抜けたらあとを誰がするの。」というような感じの反応が多いです。実際、一人で開業されている先生はもう無理だと思うんですけども、ある程度の規模の病院で仕事をしているのであれば、自分が一人抜けたぐらいじゃ何も影響ないと思うので、もう少しその辺を積極的に協力するような、何か仕組みなり考え方を変えてほしいというのが率直な感想でした。

○司会者

ありがとうございました。

皆様方に関与していただいた裁判員裁判は、1月、3月、5月の裁判員裁判が4日間、6月前半の裁判員裁判が5日間、それから6月の後半から7月にかけての裁判員裁判については7日間という期間行われたものだったんですけども、その間、仕事を続けて休んでいただいたり、また先ほども出ておりましたが、御家族にも御協力をお願いしたりするというようなことで様々な御苦勞があったと思います。先ほど6番の方に御紹介いただいたことのほかに、何かそういうことで御紹介いただけることがあったらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

私の職場では、月に何日休みを取るのが決まっています、ちょうど働き始めで有給休暇もなかったために、休みのやりくりが大変でした。

あと、職場の人からは4日間休むと、京都とか名古屋に行ってきたのとか、そういうことを聞かれまして、実はこういうことで、と説明をするという、そういう反応がありました。

○司会者

ありがとうございました。

スケジュールの関係で、1月の裁判員裁判や5月の裁判員裁判では、裁判員などに選ばれてから公判が始まるまでに、間が土日しかなく、平日にお越しいただくことが続いていた状態だったと思うんですけれども、その関係で御苦勞されたこととか、お困りになったことなどがございましたら、教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(発言なし)

○司会者

特に、間が土日だけで困ったことはなかったということではよろしいですか。

それから、6月後半から7月にかけての裁判員裁判では、例の大雨の関係で判決の言渡しを1週間延期させていただいております。皆様方の御協力で、無事延期後の判決もできましたし、その際に全員に御参加いただくことができたんですけれども、そのスケジュールの変更によって御苦勞されたことはございませんでしたでしょうか。何かお休みの関係で再調整とか、そういうことがあったのじゃないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○裁判員等経験者7

私の職場には、協力的でない人もいましたけど、延期が決まった事実を伝えて、そのままきちんと済ませていただきました。ただし、休んだ後は、帰って夜に仕事をしていましたので、それでカバーしていました。延期になったこと自体の影響はなかったと思います。

○裁判員等経験者8

私はもう定年になっていて無職ですので、そういうところでは何も問題ありませんでした。うちの妻も「滅多にないことだから一生懸命頑張れ。」と言って、いろいろなことを教えてもらいたい方が強くて、行ってこいという感じでしたので、特に問題なく苦勞はあまりなかったです。

○司会者

ありがとうございました。

それから、今回皆さんに参加していただいた裁判員裁判は、殺人、傷害致死、それから放火という、いずれも極めて重大な事件でした。もともと裁判には、事件の大小問わずその被告人の人生に大きな影響を与えるような判断をしないとイケないという側面がございます。

こういう形で裁判員として重大な判断を行うということについて、皆さん、不安をお持ちだったと思うんですけども、これについて率直なお話を聞かせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者2

先ほど3番さんもおっしゃっていた、刑事裁判に関わった後の自分の身の保障について、やっぱり不安がなかったわけではなかったんですけど、事前にいただいた資料で、本当に手厚く保障されているというのが理解できたので、それはちょっと安心しました。また、実際に参加して、そこでもいろいろ教えていただいて、身の保障というか、その不安にも対応していただけたので、それは安心に変わったのかなというのはありました。

○裁判員等経験者8

私も、人を裁く側に立つということは非常にやりたくないと思っていたんです。ただ、審理を進めていく中で、ある程度、量刑等についてのいろいろなことも教えてくださいましたので、落ち着いて参加することができるようになりました。

○司会者

ありがとうございました。

今の件にも関わりますが、裁判員裁判が始まったころは、御遺体の写真などを見せられると裁判員の方がショックを受けるということで、そういう証拠を裁判員裁判で取り調べるのが問題となったことがございます。皆さんも報道などでそういう情報に接したことがあったかと思うのですが、そういう観点から御不安になら

れたことというのはございませんでしたでしょうか。

○裁判員等経験者 3

私は、例えば血がたくさん出ている写真だとかそういうのは大変苦手なもので、不安だったんですけれども、事前の説明のところで写真は白黒にしたり、「これぐらいだったら大丈夫ですか。」という感じで、いろいろと気を遣っていただいて、そこまで生々しいものは見せられなかったと思いますので、大丈夫でした。ただ、同じ事件に参加していた補充裁判員の方で、途中で体調を悪くされた方がいらっしゃって、やっぱりデリケートな人というのはいらっしゃるんだなと感じたことはありました。

○司会者

ありがとうございました。

4番の方も同じ事件を御担当ですよ。どんな印象でしたか。

○裁判員等経験者 4

私はもともと看護師なので、どんなすごい状況でも大丈夫なんですけど、やはり裁判員で女性、男性にかかわらず苦手な方もいらっしゃるの、事前にしっかり「こういう状況だったらどうでしょうか。」という確認をいただいていたのはよかったなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

6月の終わりから7月にかけての事件でも、被害者の御遺体が発見されたときの状況などが、写真で出ていたかと思います。写真は白黒で、御遺体の傷はマスキングするなど加工した上で見ていただいたかと思うのですが、それについて何か、例えば、ショックを受けられたかどうかについてはいかがでしょうか。

○裁判員等経験者 8

本当にカラーでなくてよかったと思います。私も血を見るのは好きじゃないので、すごいのが出てきたらどうしようかなというのはあったんですけど、白黒だったし、

ほんの一部、刺した傷跡とかそういうところが少し見えるぐらいでした。今後もその方向のほうが、裁判员制度としてはいいのではないかと思いました。あのような形で配慮していただいたことはとても助かりました。

○裁判员等経験者7

今回の裁判员裁判のときは、白黒に加工してあって、余りショッキングなものはなかったんですけど、途中で話をみんなですしている中で、「本当はこの部分だけでもカラーで見られたらいいね。」という部分もあったので、非常に微妙で難しいことなのかなと思いました。今回参加した分に関しては、8番の方がおっしゃったみたいに、影響のないような加工をしていただいたので、参加したみんながそれなりに協議をできたかなとは思っております。

○司会者

ありがとうございました。

1月の事件でも、被害者の解剖を担当したお医者さんが出てこられて、スライドを使って被害者の傷について説明していただきました。そのスライドでは、御遺体の写真は、イラスト風に加工した画像が載せられてたと思うんですけども、その辺はいかがでしたでしょうか。

○裁判员等経験者1

法医学の先生が作ってくれたスライドは、白黒だったんですけど、これが傷だなとか、傷の長さとか深さとか何か見てすぐわかりました。自分は別にそこまで気になりませんでした。

○裁判员等経験者2

リアルに想像してしまうとやっぱり後々イメージが残ってしまうので、加工してくださったのは、配慮してあってよかったと思います。

本当はカラーの方がよりリアルな感情が入って、いいかなと思うこともあったんですけど、それでもみんなの意見を聞いて考えたら、やっぱり加工してあった方がいいなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

裁判所としては、できるだけ多くの方々に裁判員裁判に参加していただきたいと思っております。広い御意見をお受けしたいと思っております。仕事の御都合や御家庭の御事情、参加することについての精神的な御負担などから辞退を希望される方が多いのが実情でございます。

今後、できるだけ皆様方のように参加していただけるようにするために、裁判所としてどんな工夫とか、あるいは広報活動をしていけばいいかについて何か皆様からアイデアをいただければと思います。あるいは、事前にもっとこんな情報を提供しておいてもらえればよかったんじゃないかというアイデアがあれば御教示いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

先ほど、半分冗談みたいに話していたんですけども、4日休んで京都か名古屋にでも行ってきたと言われるぐらいですので、例えば「裁判所に行ってきました」っていうお土産みたいなものが、裁判員としてというのじゃなくて、例えば裁判所に見学に行ってきました、みたいな、話題にできるようなものがあったら、おもしろいかもしれないと思いました。

○裁判員等経験者5

私は会社を経営している立場なんですけど、裁判員制度に対する会社の理解度というのをもっと深めていったほうがいいのかというように思いました。

私が5月の裁判を一緒に担当した裁判員の方から聞いた話で、その方の会社は個人の休暇とは別に、裁判員に出席するために特別休暇をくれるんだというような話で、なかなかいい会社だなというふうに思いました。

だから、個人に対する理解度を深めたり、会社が制度としてそういうのを作ったりしていくことが、もっと裁判員裁判に出席できる環境づくりは高まるんじゃないかなと思います。私自身も会社の経営者として、ああ、そういう制度はやっぱり作

っていくことが必要なのかなということ、勉強させていただきました。

○裁判員等経験者 7

我々のときの裁判は7日間ということでしたので、裁判長から、休みをどうして来られていますかという質問がありました。私も休む前に事務室に聞いたら特別休暇でいいということで許可をもらったんですけど、他の人も有給休暇をとってきまして、様々だったんですよね。それで、みんながもっと出やすくするためには、今、会社のこともおっしゃっていましたが、国の決まりできちんと決めていただければみんな大手を振って出てくれるのかなという気がしました。

○司会者

ありがとうございました。

裁判所としては、会社などに対してももう少し裁判員制度の理解を深めていただくような活動を、前提としてやるべきなのかなと思っています。

それでは次に、公判審理のわかりやすさについてお聞きしていきます。今回の5件の裁判員裁判のうち、4件については事実関係に争いがございました。1月の事件では、殺意の程度、それから3月の事件では被告人の暴行によって被害者が死に至ったかという因果関係ですね。それから6月前半の事件では、家屋が全焼したその原因が、被告人の放火であったかどうか、それから6月後半から7月にかけての事件では被害者の方が被告人に対して自身の殺害を囑託したかということが、それぞれ問題になりました。それから、いずれの事件でも仮に有罪、犯罪行為を行ったということが認定できる場合には、量刑ということが問題となっておりまして、証拠を見て判断していただく必要がそれぞれございました。

裁判員の皆様方には、その審理を進めるに当たって、どういう点が争点になっているのかと、証拠を調べる上でどういう点に着目して見たり聞いたりすればいいのかということをよく理解していただいた上で、審理に臨んでいただくということがとても大事なことでありまして、そのために、審理の冒頭で検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行うということになっております。

それぞれの事件でも裁判員の皆様方にわかりやすいものになるように工夫されていたと思います。その説明の仕方の工夫として、こうすればもっとわかりやすいものだったんじゃないかとか、逆に説明された内容がちょっと難し過ぎて、聞いていただけではちょっとわかりにくかったとか、そういうことがあったかもしれません。何か、その冒頭陳述におけるプレゼンというか、説明の仕方について御感想があれば教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○裁判員等経験者2

逆にというか、質問させていただきたいのですが、裁判員制度が始まるまでは、自分たちでやっていた、多分難しい言葉を使ったりしていた裁判を、裁判員制度が始まってから、誰でもわかりやすい言葉にするのはやっぱり難しかったですか。わかりやすい言葉に変えたり、それを説明するに当たって、こういう言葉じゃ伝わらないから、こういうふうにしようというのは、やっぱり大変でしたか。

○岩田裁判長

法律家の間で使っていた言葉を、誤解が生じないようにわかりやすく言いかえるというのはなかなか難しく、それは我々もいろいろな研究会などで、裁判官同士で意見交換したりして、考えてきたところです。そういったことを法曹みんなで、同じような意識で裁判員、補充裁判員の方々にわかりやすいような言葉を使ってやっていくということで、協力していただいているので、何とか乗り越えてきているのかなと、我々としてはそう思っています。ただ、そうは言っても裁判員、補充裁判員の方々にはなかなか難しくわからない、というふうに言われるケースもあるのかなと思います。

○裁判員等経験者2

実際、最初にいろいろな説明を受けたときは、本当にわかりやすく優しかったので、わからないことはもう質問してもいいんだよという雰囲気をつくってくださったのはよかったです。本当にわからないことがあったら聞けましたし、多分、本当は一言で済んだのに、それを説明するのにいろいろな説明を重ねる苦労があった

んじゃないかと思うんですけど、すごくわかりやすかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

冒頭陳述についてはいかがですか。今、申し上げたように、我々としても皆様方の御意見をもとにさらにバージョンアップというか、もう少し改善していきたいと思っているので、そういう意味でも何か皆様方から御感想、批判的なコメントでも結構ですけどもいただければと思っています。今回御担当いただいた5件の中で、この件の冒頭陳述はこんな点がよかったとか悪かったとか、あるいは説明がわかりにくかったとか、わかりやすかったとか、こんなふうに工夫すればもっといいんじゃないかといったことを教えていただければと思っているのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者1

検察官が、証人の人が悲しくて泣いているところに、結構立て続けに質問をしていたことがあって、そこまで突っ込んだ質問をしなくても、と思いました。まあ、それは仕事だからしょうがないとも思うんですけど、心の中では「もうちょっと気を遣ってやれよ。」と思ったのが本音でした。

○司会者

ありがとうございました。

証人尋問のお話をいただいたので、証人尋問を含めてでも結構なんですけど、冒頭陳述あるいは証拠調べの中で、証拠調べだと現場の写真とか図面とか、あるいは供述証書などが読み上げられたりすると思うんですけども、その一連の冒頭陳述から証拠調べ、証人尋問、被告人質問という流れの中でわかりやすかった、あるいはわかりにくかったという点、こうしたほうがいいんじゃないかという点がありましたら教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者8

検察官の方も弁護人の方も、事件の経過とか、こういう形での犯罪で、こういう

罪に問うということを手順に項目分けして作ってくれていて、非常にコンパクトにまとまっていて整理がしやすく、わかりやすかったという印象があります。

○司会者

ありがとうございました。

逆にこの点がわかりにくかったとか、あるいは今、冒頭陳述の中で使われたペーパーで整理された紙のことをおっしゃっていると思うんですけども、それがなかなか一読してわかりにくかったとかというふうなことがもしあったら教えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 4

資料の多さに極端な差があったと思いました。検察官側の方がしっかり書かれていて、弁護人さんの資料が1枚だけだったんです。

○裁判員等経験者 6

6月の事件でも裁判員の間で同じようなことが話題になったんですけど、検察側から出てくるペーパーと弁護側から出てくるペーパーの熱量が全然違うよねという話はよく出ました。それをちょっとお伺いしたら、検察側には決まったフォーマットがあって、それでやっているということでした。弁護士さんの方は、その都度作っているから、しょうがないでしょうねというお話は聞いたんですけど、それにしてもやっぱりちょっと、と思いました。

全部を統一化するのは難しいと思うんですけど、素人なので正直なところどうしても先入観でわかりやすい方というか、見やすい文章と見にくい文章とで、見た目に入ってくる情報量が違うので、統一できないかなと思いました。片方だけすごく情熱的みたいな感じだったのが、私たちの中でいつも引っかかっていた。

○裁判員等経験者 3

私も4番さんと同じ裁判に参加して、やっぱり検事さんの作った書類の方がすごく充実していて、弁護人の方との資料の差というか、ちょっとギャップを感じました。ただ、登場人物も多い裁判でしたので、何回もその書類を読み返さないと関係

がわからなくて、この人がこう言ってああ言って、でもこの人はこうで、というのが、やっぱり1回だけではわかりにくかったという印象があります。

もう一つは、殴った後に、2日経ってから亡くなったという事案でしたので、法医学の先生が証人に出られたんですけども、資料なしで裁判を傍聴しただけでは多分わからなかっただろうなという内容の説明でしたので、事前に、脳のつくりがこういうふうになっていて、こうなって、死に至るという説明されていたのは、よかったです。

○裁判員等経験者7

私のときは検察側も弁護側もLINEのやりとりを読まれていました。皆さん、一生懸命眠らずに聞いていましたけど、ずっと読み上げられていて、もう結構長い経過の中でだんだん集中力が切れてくると、どこを頭に入れたらいいのかなって思いました。今後そういう証拠はたくさん出てくると思うので、その辺の処理の仕方を工夫していただければありがたいなと感じました。

○司会者

ありがとうございました。

先ほど、3番さんから法医学の先生のお話がありましたが、今回の他の裁判員裁判でも、専門家の方に証人として事件について説明していただいております。5月の事件では、被告人の精神鑑定をした精神科医の先生が、被告人の精神状態について説明されておりますし、6月の事件では科学捜査研究所の職員の方が、火災現場となった家屋の調査結果について説明をしたということがあったかと思えます。1月の事件や、6月後半から7月にかけての事件でも、被害者を解剖した法医学者の先生が、傷や死因について説明をしておられます。

専門家の方にも、予備知識がない裁判員の方々を前提にして、わかりやすい説明をお願いしているところですけども、実際のところ、今回、御自身の御担当の事件で、専門家の方々のお話についてわかりやすかった、あるいはすごくわかりにくかったということがあったら教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか

か。

○裁判員等経験者 5

私は5月の放火の事件で、鹿児島大学の先生に質問させていただいたんですけど、そのときに私が質問した内容に対しては、「なかなか難しい質問だね。」と言われたことが強く印象に残っています。やはり精神鑑定を行う先生ですら、被告人のその犯行に至ったときの思いについて、判断するのは難しいのだなと思いました。最終的にきちんと説明をしていただきまして、私も最終的な判断をするための参考にさせていただきました。

○司会者

ありがとうございました。

今もちょっと御発言いただいたんですけども、裁判員として法廷で質問したことについてもお話いただいておりますので、それも含めて、法廷で質問されたことについて何か御感想があればそちらも合わせてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 3

法廷で、「被告人に対して最後に質問はありませんか。」ということで、裁判員が順繰りで質問をしていったんですけど、検察の方が出された証拠資料の中に、この亡くなられた被害者の方が、殴られたのに、それを覚えていない、ということを知り、それについて被告人とその被害者との関係をちょっと聞きたくて、質問しました。

「この人はいつもかばってくれた方じゃないんですか。」という質問をしました。「被害者の方があなたをかばっているというふうに思いませんか。」と、それは被告人がどういうふうに思っているか、知りたかったので聞いたんですけども、被告人からは、「いや、それはない。本当に忘れていたんだと思う。」っていう、はっきりとした回答があったので、もうそれはそうなんだなと、はっきりできたのでよかったなと思います。もう少し情があつてのことかと思っていたのですが、そう

ということではなかったということがわかってよかったです。

○司会者

ありがとうございました。

証拠調べが終わった段階では、審理の終わりにあたって、検察官の方で論告がされ、弁護人の方が弁論を行うということになるんですけども、それぞれの審理の結果を踏まえて、事実関係や量刑について裁判員の皆様方を説得するためにその説明をし、また、その後の評議でたたき台にして活用していただくことも期待して論告、弁論がされていたと思うのですが、皆様方が御経験された論告、弁論について御感想を、あるいは今申し上げたような目的が達成されていたようなものだったかということについて御紹介していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

先ほど、検察官側、弁護人側の書面、あるいはプレゼンテーションの熱量の話などをさせていただきましたけども、論告や弁論についてはいかがでしょうか。

○裁判員等経験者 4

私が担当した事件は、内容的にちょっと自分にも関係する感じの事件だったものですから、熱量に違いを感じたのかもしれないと思います。いろんな説明を聞いていて、やっぱり検察側の説明はもう本当にすごくすんなり入ってきたんですけど、弁護人さんの説明は、内容的に何かもっとあってもいいのかなというのはすごく感じました。

判決の後に、被告人の方の言葉を聞いて、きっとこの方、理解力とかそういうところで、ちょっと難しい方だったんじゃないかなというのを後で考えて、もっと弁護人の方の資料の中にそういう内容があったら、またちょっと違っていたのかもしれないなと思いました。

○裁判員等経験者 8

私もそういう熱量の差というのは非常に感じました。検察官の方は非常に熱量があって、理路整然と言われていたんですけど、弁護人の方はなかなかそういう、被告人の利益になるような言葉が少なかったような気がしたのも事実なんです。後で

知ったんですけども、国選の弁護人であるということで、これが関係しているのかどうか分からないんですけども、非常に対照的であったと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

公判審理のわかりやすさについてお話いただきましたが、一つ、審理の日程、スケジュールのあり方について、こんな工夫をすればもっと審理がよくなるんじゃないかということがありましたら御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、多分連続してずっとやっていたと思うんですけども、そうではなくて少し間をあけてみるとかですね、そんな形の方がよかったんじゃないかとか、そういうことかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者6

タイムテーブルはいただいているので何時に何をしますというのはわかっていたんですけど、気持ちが慣れる前にどんどんスケジュールが進んでいってしまって、1日目、2日目はもうそこで話を聞いているだけで精いっぱいでした。みんなで話し合いをしましょう、というときになって、最初と比べて事件の印象が違い過ぎて、こんなことになるんだったら、初日に出てきた証人にもう一度聞いてみたかった、という思いでした。3日目ぐらいになってやっと、こういうことでこうなったんだというのがやっとつかめてきて、でもそのときに話を聞きたいと思った人はもういなくて。

最初にもうちょっと具体的にイメージをして入れていれば、私たちももっと積極的にディスカッションして、いろいろな人にいろいろなところで質問できたのにと、いう悔しさのまま、みんなで評議に入ってしまったのが残念だったよねと話していました。

○司会者

ありがとうございました。

今のはそういう意味では、もう少し時間に余裕、ゆとりをもって、あるいは途中で1回休憩を入れてみるとか、そういうことなんでしょうかね。

○裁判員等経験者6

もうちょっとスタートの前にもっとイメトレをしてから入ればよかったなと思いました。ただ、そのタイムスケジュールでは、裁判員が具体的に質問したいタイミングになっていなかった、まだ心が追いついていなかったと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

それでは評議の話についてお伺いしたいと思います。

まず、評議で皆様方において、御自身の御意見を十分にお話しただけかどうかということなのですが、お話しただけと考える方は、どうしてそういうことができたか、どんないきさつがあったのかみたいなことを教えていただければと思います。十分ではなかったという方については、その原因というか、特に、裁判所側がどういう工夫をすればよかったのかみたいなことについてアドバイスをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

まず、十分に御意見を発言できなかったというふうにお感じの方はいらっしゃいますか。皆さん、割とそれぞれ御自分の意見を言っていたということなのですかね。

○裁判員等経験者8

量刑については、自分の考えがあるわけではなくて、裁判官の方々が過去の事案をいろいろ言っていて、それからするとこの程度かなというような考えで私は考えてしまったのですけれども。

ただ、そういうときに、極端なことを言えば、「この人は死刑だ。」というのが本当にできるのかどうかというのが気になりました。ちょっと、あのときには裁判員としてはそんなことは言えないなという気は確かにしたのですよね。極端な方にはいかないようにはなっているような気がするのです。

やはり、量刑というのは、ある程度の範囲の中で行わなければならないというふうになっているような、なっているのだらうと思いました。

○裁判員等経験者2

私が言う意見をちゃんと全部聞いてくださって、「まとめてこういうことを言いたいんだよね。」と言ってくださいました。私が意見をしたことで、それで引っ張られたほかの方もいらっしゃったのですけれども、結局、またほかの人も意見を言っていたいて、意見をいっぱい言えたのは、よかったです。

○司会者

ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

私のときは傷害致死の事案で、「この人はひどい人だな。」と思うような証拠を散々見せられた後で、求刑が7年だったもので。その後で、じゃあ同じようなとか、傷害致死の事案では、こういう事案では求刑はいくらで、判決が何年という、そういうものを見せられたので、「ああ、もっとひどい事案がいろいろあるのだな。」というのがわかりました。結局、この場合だったらこういう求刑が妥当なのだろうなというところに落ち着きましたので、そういう説明を受けられたことはよかったと思っています。

○司会者

ありがとうございました。先ほど、8番さんからお話があったことと重なると思うのですけれども、今の量刑については、全国の裁判員裁判の量刑グラフを御紹介してそれを参考にさせていただくということで、量刑について評議をしていただいていると思うのですけれども、裁判員の方々に一般の方の感覚を裁判に反映していただくということからすると、ちょっと違うのではないか、みたいな、そういう意見もありまして。その辺は、皆さん、どういうふうにお感じだったでしょうか。

まさに、人が死んでいるのに7年でもいいのか、というのが多分、一般の方々の直

観的な感想だと思います。それと、量刑のデータベース、量刑グラフを見てみて、結局7年に落ち着かれたのかと思うのですけれども。その辺について、一般の方々の感覚を裁判に反映させようという発想と、実際の量刑の判断に当たっては、過去の量刑のデータを参考に活用しようということになっていることとの関係性についてどういうふうにお感じになっているか、もし、御意見があれば教えていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者4

評議のときには、はっきり言って頭の中がパニック状態になっていたもので、やはり量刑については、過去の事例という基準があった方が、自分の中で整理ができて、わかりやすくよかったです。また、基準はあるのだけれども、やはり、一人一人ちゃんと意見を聞いていただけるということで、結論に落とし込むことができてよかったなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

次に、裁判員裁判に実際に皆さんが参加された御経験から、一般の方が裁判に参加することについてどんな意味があるかということについて、どういうふうにお考えかということをお教えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、最初に、裁判所ってすごく怖いところという印象だったとお話があり、それはやや解消されたのかなと思うのですけれども、そんなことでも一般の方に裁判所に来ていただいて、裁判に参加していただく意味があるのかなという考えもあるような気がします。

そもそも裁判員制度の趣旨というのが、一般の方々に裁判所に来ていただき、裁判に参加していただくということなのですから、その意義についてお感じのことがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者4

裁判についてのイメージは、最初すごく悪かったのですけれども、仕組みを知っ

て、そして、どういうふうに行われているかというのを知ることができました。人は感情に流されているいろいろ、いい、悪いと決めていますけれど、そうではなくて、証拠とか裏づけとかに基づいて裁判というのは行われているのだと。私は子どもを扱う事業をしているのですけれども、子ども虐待のニュースなどを見ると、そういう事件の裁判がちゃんとなされているのかなということを、いつも思っていたのですけれど、きちんとなされているのだというのはすごく安心しました。

やはり、情報というのは、自分たちで取りにいかないといけないものなので、裁判の中でしっかり学ぶことで、ちゃんとできるということをみんなに知っていただいて、どんどん裁判員を体験していただければと思います。

○司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

あるいは、皆様方にとって、参加されたことのプラス面、マイナス面みたいなことがあれば御紹介していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者 7

やはり、一般の我々が裁判員になるということ自体、ほとんど知識がないのでそんなことをしていいのかなということが基本にあると思うのです。それと、裁判所は何か悪いことをしたときに裁かれるために行くところかなという感覚しかないので、なかなか足が進まないと思うのですけれども。

今回経験してみますと、全くそういう法律の知識がなくても、ここまでしてくださるのかというぐらい、裁判長を含めて裁判所の方々も、最後の結論を導くところまでずっと道順をお示しいただきながら、最後まで我々をそこにもって行ってくださりました。そういうことを、もっと一般の人に教えてあげることによって、参加する人も増えるでしょうし、足も向くようになるのかなと。

その辺の広報というのが、なかなかまだ十分できていないかなという気がしますので、もし、最高裁判所からの書類が来たら、家族から誤解を受けるとか、そんなイメージがあるのだらうと思います。そこを払拭するところからもっと進めていっ

ていただければ、もっと理解してくださるのではないかなという気はいたします。

○裁判員等経験者 8

刑事事件で、特に殺人事件とか、世の中で注目されるような事件に関わるということが、窮屈に考えられると思うのですよね。

言ってみれば、何となく淡々と済むのでいい勉強にもなるのですけれども、とっつきにくさというか、凶悪事件とか、そういうのが対象になるので、どういうふう
に「皆さん、積極的に参加してください。」と呼びかけていくか、その言い方がなかなか難しいのだらうと思います。

実際に参加してみると、意外とすんなりいってしまうような。本当に私にとっては勉強になったものですから、こういう経験はしたほうがいいのではないかなと思ったぐらいです。

○裁判員等経験者 5

私自身、今、裁判員制度のスポークスマンになっています。というのは、自分にとって非常にいい経験になったので、この5カ月間の間に、いろいろな方に「自分はやってみたのだけれども、いい経験をさせてもらった。ぜひ、呼出状が来ても断ることなく、前向きに、ポジティブにみんなやれよ。」と、同僚、後輩を中心に、通算200人以上ぐらいに語りかけています。

そういった意味で、みんなからの反応は、「ああ、そうなのですか。」とか、「ある意味、偏見をもっていました。」とか、私の言ったことを理解して、「じゃあ、ぜひ、そういうチャンスが来たらやってみようか。」というものがほとんどでした。これからも経験者の方が、機会があるごとに、守秘義務のところは伏せていただいて、経験を話していただくことで、どんどん裾野が広がっていくのではないかなと思います。今日の座談会も含めて、もっと積極的にいろいろな場を通じて啓蒙活動をしていただければ、いい形で裁判員制度が続くのではないかと私は思っています。

一スポークスマンとして、今後も頑張りたいと思います。

○司会者

力強いお言葉をありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

ほかの方々も、職場や家庭で今回の御経験をどういうふうにお伝えいただいているかといったことについて御紹介いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

休みを取るときに、上司から「裁判の話を教えてね。」と言われていました。裁判が終わってから、守秘義務に触れるかなというのを気にしながら、「傷害致死の事案で」と、できるだけ具体的な話は避けて、「どんな感じで手続をしました。」みたいな、そういう話を上司としました。私自身よりも上司のほうが裁判員裁判に興味を持った感じで、「裁判員裁判での記事が出てたよ。」とか、そういうふうにし話しかけてくれる人もいましたし、職場の反応はそんな感じで、割と興味をもって見てくれる人が増えたのではないかなと思いました。

家族は、「いい経験をしたね。」という、そういう感じでした。

○裁判員等経験者2

先ほども言ったのですけれども、会社でまだ誰も裁判員になったことがありませんでした。休みは特別休暇をいただいたので参加することができました。そこで、参加し終わった後、「こういうことだった、思っていたイメージと全然違った。」という話もできました。

異動で他の店舗に行っても、今回この意見交換会があるので、「裁判員になっていたの。」と、またそこで話もすることができました。裁判が1月だったから、もう9カ月ぐらい過ぎてしまって、なかなか話をする機会がなかったのですけれど、今回の意見交換会でまた話をする機会ができたので、こういう感じでまた広げていければいいなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

全般を通じて、裁判員制度というのをさらに定着させていただきたいと思っているのですが、そういうこととの関係で、裁判所、あるいは検察官、弁護士、どんなことに注意をしたらよいかということについて、御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(発言なし)

○司会者

特によろしいでしょうか。

そうでしたら、最後に、参加者の検察官、弁護士の先生から、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがですか。

○検察官

検事の宮本です。本日は、様々な御意見をありがとうございました。

検察官として裁判員裁判をする中で、少し時間をかけているのが、初日に証拠調べをした証拠統合捜査報告書というものを作るところです。

通常の裁判員裁判だと、大体このぐらいの分量の証拠を統合捜査報告書という形で1時間から1時間半ぐらいの時間の中で取り調べられる分量にまとめて証拠調べをします。事案によっては、この何倍もあるようなものをまとめていく作業をしていく中で、当然、いろいろな証拠が省かれていくことになるので、事案を審議する上で不足しているものがないのかなというのは、やはり、常に考えているところです。

皆様が裁判をしていく中で、実際に取り調べられた証拠であったり、被告人質問の中で、被告人自身のことであったり、事件のことであったり、何か気になったところとか、こういったところを知りたかったなとか、こういった証拠があったら見てみたかったなとか、そういったところがあれば今後の参考として教えていただければと思います。

○司会者

ありがとうございました。このぐらいの分量というのは、重ねた書類で大体30

センチぐらいのものですかね。

今の宮本検察官からの御質問について、何か御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○裁判員等経験者 4

私は発達障害のお子さんを見ているもので、最近はそういう事件をよく聞きますが、障害のために理解ができていない方たちとか、支援が必要な方たちについても調べて資料を準備されているのかということについて、興味があるので教えていただけたらうれしいなと思います。

○検察官

そうですね、どの程度の理解力があるか、こういった障害があるかというのは当然、捜査の中で調べています。

ただ、それが今後どの程度改善なり治療なりしていくことができるのかということとは、捜査の中では調べるのが難しい部分があって、それは、公判の中で弁護人の弁護活動であるとか、そういったところも含めて進めていっているところがあるかなと思います。

○裁判員等経験者 4

ありがとうございます。すごく知りたかったことでした。

○司会者

ありがとうございました。宮本検察官からの質問については、よろしいですかね。

○裁判員等経験者 7

資料を非常にコンパクトにまとめていただいていたので、審理の中で、裁判長と裁判官の方々が、必要な証拠はその厚い証拠の中からピックアップして示してくださっていたので、我々に最初見せていただくのは、コンパクトな資料で十分かなという印象を受けています。

○司会者

ありがとうございました。

では、西弁護士いかがでしょうか。

○弁護士

いろいろなお話をいただきまして、ありがとうございます。

2点ほどお聞きしたいと思います。最初に、皆さん、重大事件を審議するに当たって、被告人に対して最初の怖いという印象とか、恨まれるんじゃないかというような気持ちを持ったとおっしゃっていました。それは当然そうだろうなと思うのですが、審議が進んでいくにしたがって、恐らく事件の内容などに集中していかれたと思うのですが、最後までそういう怖いという気持ちがどうしても残ってしまったのかという点をお聞きしたいと思います。

あと、先ほど皆様から検察官の説明の資料はわかりやすかったけれども、弁護人のものは、必ずしもそうではなかったという御指摘がありました。従前からそういう御指摘はなされているところなのですが、資料の量について、立証責任を負う検察官と弁護人とでは当然差が出るのは仕方がないところです。

弁護人としては、一時期、冒頭陳述などについて、とにかく短く、少なくみたいと言われていたことがありました。A4用紙1枚ないし1枚の半分ぐらいの冒頭陳述でもいいと言われたこともありました。裁判員制度が始まって10年ぐらいになりますけれども、その間に制度自体もいろいろ工夫がなされて変わってきているところで、弁護士は常に裁判員裁判を抱えているわけでもないし、数年に1回来るようなところで、前の感覚でやると今は違うのかなということかと思います。

弁護人の資料も、ある程度の量があってもわかりやすいものがあるのかということについて教えていただきたいと思います。

○司会者

ありがとうございました。西弁護士からの御質問は2つありまして、一つは最初抱かれた不安が最後までずっと残っているのかという点と、もう一つが、冒頭陳述について、ある程度の量があってもわかりやすいほうがいいのかということです。

いかがでしょうか。

○裁判員等経験者3

最初の怖いという気持ちがずっと残るかどうかなということなのですが、やはり、身の安全の保障というのは大事だなというふうに思っています。私は結構顔を覚えられやすいみたいなので、自分でもこの制度自体に協力はしたいと思っ

ているのですが、自分の身を守ることは自分でできる範囲でやっていきたいと考えています。

被告人を裁判所で見て、出所された場合にどうなるかというのは全然わからない方で、しかも、執行猶予中に罪を犯された方なので、やはり安全かどうかはわからないという印象です。

それから、2点目は、資料の量ということですが、私は資料の量以前に、その被告人を自分が弁護しようと思ったときに、どれくらい弁護できるのかなというくらい、被告人に対する印象が悪かったもので。実際に資料の問題もあるけれども、これを弁護しようと思ったときに、難しいよねという意見が他の裁判員の方と話していてもありました。そういう裁判でしたので、量だけの問題でもないと思っています。

○司会者

それでは、報道関係者の方々と質疑応答を始めたいと思います。

○読売新聞

本日は、ありがとうございました。

皆さんのいろいろな思いをお話しいただいて、私もとても勉強になりました。

まず、1点目として、最後の西先生からの御質問の中でもあったのですが、被告人の方が目の前に見える場所で、裁判員として座っていらっしゃる中で、ちょっと怖いという印象もあったという話があったかと思います。その中で、3番さんが直接被告人に質問をされたという話がありました。

自分が裁判員の立場になったときに、被告人に直接質問をしたり、証人の方に質問したりというのは、なかなか勇気が要ることだと思うのですが、質問した

いことがあっても気持ちが進まずに、結局、疑問が解消されずに終わったこととか、逆に、例えば裁判の進行に差し支えるぐらいなら、質問した方がいいという思いで質問をされたとか、そういうことがあれば教えていただけませんか。よろしくをお願いします。どなたでも結構です。

○裁判員等経験者 3

私が質問したときは、どうしてもその点は聞きたかったというか、確かめたかったことだったので聞きました。私が質問しなくてもわかればよかったですけれども。

○読売新聞

他の方で、質問したかったけれども、結局できなかったという方はいらっしゃいますか。

○裁判員等経験者 6

補充裁判員は、もともと直接的に意見を言える立場ではないのですが、法廷に入る前にちゃんと裁判長や、裁判官の方たちが「補充裁判員さんも含めて、何か意見や質問はないですか。」と言って、もれなく全て気持ちは受け取っていただきました。もう一人いらっしゃった補充裁判員の方と、二人とも心残りなく裁判を全部終わらせられたというのが感想です。

○読売新聞

2点目に、裁判員の方の中では、特別休暇をとって出られた方もいらっしゃったかと思います。お仕事をされている中で、裁判所からこういう取組をしてもらえればもっと参加しやすくなるのではないかというところを、御経験された上で考えられるところがあれば教えてください。

○裁判員等経験者 6

子育て世代の意見としましては、そもそも裁判所に行くのは無理だと、最初からそう思っている人たちがほとんどでした。保育園の先生にも、「裁判員に当たってしまいました。」と言ったら、「今まで行った人はいません。どうして断らなかつ

たの。」というのが第一声だったのですね。でも、経験してみて、私は行けたので、行くべきだと思いました。

最初の選任の時点でハードルになるのは、子どもを預けられないことなので、間口を広げるのであれば、託児の設備は難しいかと思うのですけれども、民間の託児サービスの協力を得るというのもいいのでスタートしてもらいたいなと思いました。

選任に来て、「あ、やっぱりだめだ。」と言って帰ると、選任にも来ないで終わるというのは、全くスタートの段階が違うのかなと思いました。

○裁判員等経験者 7

特別休暇の件ですけど、あとで確認したのですけれども、それぞれの会社や職場で就業規則に特別休暇というのが規定されているところもあるし、ないところもあるのですね。私は全然知らなかったのですけれども、事務方に相談したら、それに当てはめてくれたと。

会社やいろいろなところによってその規則がないところは、一緒に参加した方も有給休暇とか、その月の公休をつぶしてきたとかいうことになると思いますが、選ばれた時点では、休暇に関する文言は一言もないのですね。なので、そういう働きかけをしていただくとか。特別休暇があるところはこういう適用をしてくれとか、ない場合には、何か考えてくれみたいなことを、もともとの依頼文の中に入れていただくとか。もう一步、突っ込んでいただくのであれば、裁判員制度をきちんと定着させるのであれば、国がそういう制度をきちんと考えていただければ、もっとみんなが参加しやすくなるという気はいたします。

○裁判員等経験者 3

私の場合は、働き始めで有給休暇がない上に、会社にそういう特別休暇もなかったもので、9日間の公休を4日潰す形でさせていただいたのですが、4日で済んだからよかったのですけれども、一週間ということになると、今度はもう欠勤せざるを得ないという、そういうことになってしまいますので。

裁判所からの働きかけか、国の制度としてか、とにかく、何かの強制力で会社に「このときは休ませるように。」という特別休暇を、制度にしていただけるともつと参加しやすいと思います。

○読売新聞

裁判員裁判をしてこれが一番いい経験になったというところが何かございましたら教えてください。5番さんは、スポークスマンになっているというお話があったと思いますが、どこが一番いいところとして主張したい、というところがあれば教えてください。

○裁判員等経験者5

一番感じたのは、思った以上に参加しやすいというか、非常に整った環境で参加させていただいたなというのが一番感じたところです。

予想をしていた以上に、裁判長とか裁判官の皆さんとの距離感が非常に近かったと感じました。もう少し距離感があるのではないかなと、上から押さえつけられるような、「言うことを聞きなさい。」みたいな、「我々は権力をもっているのだ。」という雰囲気なのではないかという構えをしていたのですけれども、非常に親近感があって、我々の個人の悩みを一つ一つ払拭してくれたので、もう一回やってみようかなという気持ちにもなったということです。

○読売新聞

私からは以上です。

○司会者

ありがとうございました。